

移動支援（グループ型）に係るQ & A

<目的について>

①グループ型を実施する目的は、どのようなものなのか？

現在の移動支援事業は、1人のヘルパーが1人の利用者を支援する「個別型」を基本としていますが、個別型ではヘルパーの確保ができない等の理由で、友人と一緒に外出できないとの声があります。

また、ヘルパーの人材が十分でない状況で、障がい者の更なる社会参加を促進するためには、制度の効果的な運用を図る必要があります。

今般、一定の要件のもとで安全の確保を図りながら、1人のヘルパーが複数の利用者を支援する「グループ型」を実施することとします。

なお、移動支援事業としての対象者の要件や対象となる外出については今までと変わりませんので、ご注意ください。

<要件について>

②グループ型を実施する際の要件として、どのようなものがあるのか？

下記3つの要件を全て満たす必要があります。

- (1) 複数の利用者を支援するためには、個々の障がい特性の把握が必要であるため、グループ型を実施するヘルパーに、利用者全員に対する個別型での支援の経験があることとします。
- (2) ヘルパー1人当たりが対応できる利用者の人数は3人未満とします。
- (3) 利用者の体調不良や事故などの緊急時への対応を考慮し、一のグループに対してヘルパー2人からの従事とします。

【例】

- ヘルパー2人 ⇔ 利用者3～5人 ○
- ヘルパー3人 ⇔ 利用者4～8人
- × ヘルパー1人 ⇔ 利用者2人

なお、グループ型の始点から終点まで連続して、上記要件を満たす必要があります。

③グループ型を実施する場合、どのような点に留意する必要があるのか？

事業者においては、グループ型の支援を実施する場合は、下記事項に留意してください。

- (1) 各利用者からの意向に基づく支援であること

事業者側の意向で、複数の個別型の支援をグループ型へまとめる等、利用者からの意向に基づかないグループ型の支援は認められません。

(2) 訪問日時や移動手段、交通費等の費用、帰宅予定時間等について、各利用者と十分に調整すること

訪問の日時や場所、移動手段、交通費等の実費等について、それぞれの利用者を確認して、十分な調整を行ってください。また、ヘルパー分の交通費も利用者の負担となりますので、各利用者間の負担割合等も調整してください。

(3) 前号の内容等を含めた移動支援計画書（グループ型）を作成して、安全かつ適切な外出支援となるよう入念に準備すること

個別型とは異なり複数の利用者を同時に支援するため、より安全性の確保が求められます。従って、行程等を盛り込んだ移動支援計画書（グループ型）を作成して、安全かつ適切なグループ型支援となるよう、入念な準備を行ってください。なお、当該移動支援計画書（グループ型）の作成状況については、必要に応じて確認させていただきます。

※移動支援計画書（グループ型）の様式は任意ですが、雛形（別紙）を示していますので参考にしてください。

なお、雛形については、記載例とともに本市ホームページに掲載予定です。

(4) 事故時における連絡体制やヘルパーの応援等、緊急時に対応できる体制を備えること

④グループ型を実施する場合、安全性の判断はどのようにしたらよいのか？

各事業者において、

- ・利用者の障がい特性や心身の状況・支援するヘルパーの技能
- ・各利用者に対する個別型での支援回数
- ・ヘルパー1人当たりの利用者の数（※）
- ・目的地や行程

等から、安全な外出支援が可能かについて、総合的に判断してください。

※なお、ヘルパー1人当たりの利用者の数については、ケガ等で1人の利用者に専念しなければならない事態が生じた場合の対応も視野に入れ、適切な人数割合としてください。

⑤必ずグループ型の支援に対応しなければならないのか？

グループ型への対応の可否は、事業者による安全性の判断に基づくものです。（上記の）安全性の確保が難しい場合や、ヘルパーの人数が不足する場合など、グループ型への対応が難しい状況も考えられます。

そのような場合は、当事者へ事情等をご説明ください。

⑥要件にある（利用者全員に対する）個別型での支援の経験とは、どの程度必要なのか？
具体的な回数等は特に定めていません。当該部分も含め、事業者として安全性の判断をしてもらうこととなります。

⑦身体障がい者もグループ型の対象となるのか？

知的障がい等の特定の障がいに限定している訳ではありませんので、身体障がい者も対象となり得ますが、車椅子を押す等の対応が必要な場合では、1人のヘルパーが複数の利用者を支援することは困難と思われます。

⑧身体介護「有り」の方もグループ型の対象となるのか？

身体介護「有り」の方と「無し」の方でグループが構成される等、様々な利用形態が考えられますので、一概に身体介護「有り」の方を対象外とはしていません。

但し、身体介護「有り」の方に対する具体的な支援内容等を勘案して、グループ型として安全な外出が可能かどうか、適切に判断する必要があります。

＜利用形態について＞

⑨利用者が別々の場所にいる等、様々な利用形態が考えられると思うが、どこからがグループ型となるのか？

複数の利用者を支援するところからグループ型となります。従って、それまでは通常の個別型となる場合もあります。

⑩複数の利用者をまとめて自家用車で支援する場合は、グループ型の対象となるのか？

そもそも移動支援事業においては、ヘルパーが運転している時間は報酬の対象外となっています。加えて、自家用車での支援は、事故時の責任問題等もありますので、事業者と利用者との間できちんと協議した上で対応する必要があります。

また、自家用車内での支援もグループ型の対象となりますが、その場合でも上記の要件が適用されますので、ご注意ください。

⑪一つのグループに複数の事業者のヘルパーから支援してよいのか？

ヘルパー間の連携や責任の所在の明確化等から、報酬の対象となる一つのグループに対しては、同じ事業者のヘルパーが支援することとします。

＜報酬単価等について＞

⑫グループ型の報酬単価は？

グループ型を実施している他の政令市の状況等を参考に、個別型の報酬単価の概ね7割としています。

＜グループ型＞（5級地の場合）

	身体介護を伴う	身体介護を伴わない
0.5 時間未満(30 分未満)	2,080 円	880 円
1 時間未満(30 分以上 1 時間未満)	3,280 円	1,660 円
1.5 時間未満(1 時間以上 1 時間 30 分未満)	4,770 円	2,320 円
・2時間未満(1 時間 30 分以上 2 時間未満)	5,430 円	2,880 円
2.5 時間未満(2 時間以上 2 時間 30 分未満)	6,110 円	3,440 円

⑬別々の場所にいる利用者を順番に迎えに行く等するため、個別型とグループ型とを一体的に実施する場合、請求はどのようになるのか？

個別型とグループ型の所要時間を整理し、該当するサービスコードでご請求ください。

【算定方法】

20～49 分の所要時間・・0.5 時間未満(30 分未満)で算定

50～79 分の所要時間・・1 時間未満(30 分以上 1 時間未満)で算定

80～109 分の所要時間・・1.5 時間未満(1 時間以上 1 時間 30 分未満)で算定

110～139 分の所要時間・・2時間未満(1 時間 30 分以上 2 時間未満)で算定

140～169 分の所要時間・・2.5 時間未満(2 時間以上 2 時間 30 分未満)で算定

170～199 分の所要時間・・3時間未満(2 時間 30 分以上 3 時間未満)で算定

200～229 分の所要時間・・3.5 時間未満(3 時間以上 3 時間 30 分未満)で算定

【例】120分の支援を行い、内訳が以下の場合

個別型 40分 ⇒0.5 時間未満(30 分未満)

グループ型 80分 ⇒1.5 時間未満(1 時間以上 1 時間 30 分未満)で算定

⑭個別型とは別に、グループ型としての支給決定（支給時間等）があるのか？

利用方法として個別型とグループ型があるだけであって、別途グループ型の支給決定はありません。既存の支給決定の中で利用できます。

＜その他＞

⑮グループ型では、対象者要件や利用目的（対象となる外出）等が変わるのか？

今までと変わりません。移動支援事業として、対象者要件や対象となる外出はそのままです。

⑯記録はどのようにすればよいのか？

現行の移動支援事業提供実績記録票については、個別型とグループ型とでそれぞれ別の欄（行）に記載するとともに、グループ型については備考欄に「グループ型」と記載してください。

また、グループ型の支援を実施した場合は活動記録を作成してください。なお、必要に応じて確認させていただきますので、移動支援計画書（グループ型）とともに保管しておいてください。

※様式は任意ですが、雛形（別紙）を示していますので参考にしてください。なお、雛形については、記載例とともに本市ホームページに掲載予定です。

⑰他の移動サービス（同行援護等）でも、グループ型が認められるのか？

今回の整理は「移動支援事業」に係るものであって、他の移動サービスに係るものではありませんので、ご注意ください。

※同行援護・行動援護ではグループ型の支援は認められていません。

⑱ケガ等の事故が発生した場合の対応はどうすればよいのか？

当該利用者への対応を優先するとともに、グループ型の支援を継続する場合は、代替ヘルパーを向かわせる安全の確保に努めてください。

※併せて、事故報告も行ってください。